

随意契約結果(物品等)

様式10

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	読売新聞(4月～3月)購読料	図書	読売企画開発株式会社 読売センター東成	48,444円	平成30年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G8	—
2	産経新聞(4月～3月)購読料	図書	サンケイ新聞 東成専売所	48,444円	平成30年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G8	—
3	朝日新聞(4月～3月)購読料	図書	有限会社 アサ大池橋	48,444円	平成30年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G8	—
4	毎日新聞、日経新聞(4月～3月)購読料	図書	株式会社 大毎上町東成支店	107,244円	平成30年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G8	—
5	地方財務実務提要(追録代)の購入	図書	株式会社 ぎょうせい	32,400円	平成30年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G8	—
6	東成区災害対策用職員住宅 什器借入	家庭用 電気機器	エイトレント株式会社	155,390円	平成30年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2.6号	G7	—

地方自治法施行令第167条の2 第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>